

JR東海労なごや

2014年8月15日 No. 1003
JR 東海 労 名古屋 地方本部
発行者： 山 田 哲 也
編集者： 教 宣 部

地方苦情処理会議で解決せず、中央苦情処理会議へ！

JR東海労ニュース1002号で明らかにしてきたように、2014年の夏季手当と昇給で、不当にもボーナスカットが行われました。

組合員は現場長に理由を問いましたが「総合的判断」と言われるのみでした。事故もなく理由が分からない組合員は苦情申告を行いました。7月15日、地方苦情処理会議が開催されました。しかし、本人は地方苦情処理会議の結果に納得がいかないため、地方では解決できないとして、異議申立を行い中央苦情処理会議での解決を求めました。

8月5日、品川ビル本社で組合側委員5名、会社側委員5名参加による中央苦情処理会議が開催され、①全てのカット理由と注意指導の日時、管理者名②非違行為の区分を明らかにすること③非違行為の基準を明らかにすることなど。さらには、狙い打ち添乗をやめること、高圧的態度で点呼を行う管理者の問題などについて解決を求めました。しかし、1時間以上および会議は全てにおいて対立し終了しました。

事実関係を明確にするため苦情処理会議に本人を入れること
全ての非違行為を5W1Hで明らかにせよ！
明らかに多い添乗回数！
非違行為の区分①②③のどこに該当するか。
注意指導したことが、何の基準により非違行為になるのか。

団体交渉の開催を求める！

地本は、労働協約に定められている苦情処理会議が会社の一方的解釈で十分な議論ができないこと。また、協約協定第250条(1)に賃金、賞与及び退職手当の基準に関する事項が団体交渉事項になっていることから、8月12日会社に対して団体交渉の開催を申し入れました。

ボーナスカットは東海労組合員を狙い打ちにしたカットは許さない！

名古屋地本は不当なボーナスカットを許さないために組合員とともに進んでいきます。